

稲美町特定個人情報等の 安全管理に関する基本方針

平成30年4月

稲美町

1. 方針の目的

本方針は、稲美町における個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)の適正な取り扱いについて、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)に基づき策定するものである。

行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、特定個人情報等取扱規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2. 特定個人情報等の取扱い範囲

稲美町は、番号法及び稲美町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年稲美町条例第21号。以下「番号条例」という。)に定められた事務において特定個人情報等を取り扱う。

3. 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

(1) 法令遵守

特定個人情報等の適正な取扱いに関する以下の法令等を遵守する。

- ・ 番号法
- ・ 番号条例
- ・ 稲美町特定個人情報等取扱規程(平成27年稲美町内部規程)
- ・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等関連法令
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)
- ・ 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について(平成16年9月14日付け総管情第84号総務省行政管理局長通知)
- ・ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- ・ 稲美町個人情報保護条例(平成16年稲美町条例第12号)
- ・ 稲美町個人情報保護条例施行規則(平成16年稲美町規則第5号)
- ・ 稲美町情報セキュリティポリシー(平成29年5月改定)

(2) 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(3) 適正な収集、利用、保管、提供及び廃棄並びに目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法及び番号条例に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に収集、利用、保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(4) 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先(再委託先を含む。)において、番号法に基づき稲美町自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

稲美町特定個人情報等取扱規程等について継続的に見直し、安全管理措置の改善に努める。

問合せ先(開示請求・苦情相談等を含む)

稲美町役場経営政策部企画課情報係 電話079-492-1212(代表)